

尾道市低入札価格調査制度事務取扱要領

平成22年4月1日制 定
平成24年4月1日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和4年4月1日一部改正
令和5年4月1日一部改正
令和6年11月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、尾道市建設工事執行規則（昭和39年規則第29号。以下「規則」という。）の適用を受ける建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定によって落札者を決定するがあるものとして競争入札を行う場合の事務手続に関し必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 この要領は、請負対象設計金額が1億円以上（上下水道設備（電気・機械）工事等においては、請負対象設計金額2,500万円以上）の建設工事及び総合評価方式を適用する工事を対象とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(調査基本額の算定等)

第3条 調査基本額は、次に掲げる額の合計額の1,000円未満の端数を切り上げた額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- (4) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額から1円未満の端数

を切り捨てた額

- 2 前項各号に掲げる直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額は、工事の種類ごとに別表に基づき定める。
- 3 第1項により算出した額が、予定価格の100分の75を下回るときは、予定価格に100分の75を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を調査基本額とし、100分の92を超える場合は、予定価格に100分の92を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を調査基本額とする。ただし、解体工事については、前2項の規定にかかわらず、予定価格に100分の75を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を調査基本額とする。

（調査基準額の決定等）

- 第4条 調査基準額（規則第8条第1項に規定する調査基準額をいう。以下同じ。）は、調査基本額に電子的に一定の範囲で無作為に算出した値を乗じた額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 前項の一定の範囲で無作為に算出した値とは、発注工事ごとに調査基準額としての意義を損なわない範囲で定めた数値をいう。
 - 3 前項の数値は、公表しない。
 - 4 調査基準額の算出は、入札受付締切後から開札前までの間に行うものとする。

（調査基準額調書の作成）

第5条 調査基準額を決定したときは、調査基準額調書を作成するものとする。

（入札参加者への周知）

- 第6条 契約課長は、公告その他適切な方法により、次に掲げる事項を入札参加者に周知するものとする。
- (1) 調査基準額を設定していること。
 - (2) 調査基準額を下回る価格の入札（以下「低価格入札」という。）があつたときは、調査の上で落札者を決定し、後日通知又は連絡をすること。
 - (3) 調査基準額を下回る価格で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）は、前号の調査に協力すべきこと。
 - (4) 低価格入札者は、別記「適正な履行確保の基準」を満たすものでなければ、落札者とならないこと。

(入札の執行)

第7条 契約課長は、入札の結果、低価格入札が行われた場合には、入札者（入札者が開札に立ち会っていないときは、政令第167条の8第1項後段（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の当該入札事務に關係のない職員）に対して、「保留」と宣言し、調査のうえ落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。この場合において、入札価格は公表しない。

(見積書等の提出)

第8条 契約課長は、調査対象となる低価格入札を行った入札者から、原則として入札当日中に、工事費内訳書及び必要に応じその積算の基礎となる資料（以下「見積書」という。）を提出させるものとする。

- 2 前項の見積書は、次に掲げる要件をすべて満たすように作成されたものでなければならない。
 - (1) 数量は、設計図書（仕様書等）に計上した設計数量を満足していること。
 - (2) 入札書に記載した価格と工事費内訳書に記載している工事費総額が一致しており、明らかに工事の品質及び安全確保の履行がされないと認められる違算がないこと。
 - (3) 共通仮設費率分について、準備費、安全費及び技術管理費の金額並びに算出根拠が、現場管理費について現場従業員及び現場労働者の法定福利費並びに現場従業員の人工費の金額並びに算出根拠が記載されていること。なお、建築工事（建築機械設備、建築電気設備を含む）にあっては、共通仮設費率分について、準備費、安全費及び材料や製品の品質管理試験に要する費用等の金額並びに算出根拠が記載されていること。
- 3 第1項の見積書を提出した低価格入札者のうち、契約課長から請求のあつた者は、指定する期限までに次に掲げる項目に関する資料（以下「追加資料」という。）を提出しなければならない。提出期限までに第1項の見積書及び次の各号の資料の全部若しくは一部を提出しない場合、当該低価格入札者の行った入札は無効とする。
 - (1) 当該工事において当該価格で入札を行った理由を記載したもの
 - (2) 手持工事の状況
 - (3) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
 - (4) 手持資材の状況
 - (5) 資材購入先一覧
 - (6) 手持機械数の状況
 - (7) 建設作業員の供給計画
 - (8) 建設副産物の搬出地

(9) その他必要な事項

(調査の実施等)

第9条 第7条に規定する保留の場合は、調査班を設け調査を行う。

- 2 調査班は、建設部長を班長とし、班員は、契約対象工事を所掌する課（以下「当該工事主管課」という。）を所掌する部長、当該工事主管課の長、契約課長及びその他必要と認める職員をもって充てる。
- 3 当該工事主管課の長は、当該契約の内容に適合した履行をされないおそれがあるか否か、又は当該低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるて著しく不適当であるか否かを具体的に判断するため、低価格入札が行われたときは、提出された見積書及び追加資料について別記「適正な履行確保の基準」を満たしているかどうかの調査を行うものとする。ただし、公告その他適切な方法により周知した解体工事及び上下水道設備（電気・機械）工事等については、別記「適正な履行確保の基準」の第2項数値的判断基準第3号を適用しないものとする。
- 4 当該工事主管課の長は、前条第1項により提出された見積書について請負対象設計金額の内訳と比較して、別記「適正な履行確保の基準」の第2項数値的判断基準を満たしているかどうかを調査し、すべて満たしていると判断した場合に、前条第3項により提出された追加資料に基づいて次の事項について事情聴取を行う。ただし、見積書の調査の結果、数値的判断基準のいずれかを満たさないことが明らかとなつたときは、契約の内容に適合した履行をされないおそれがあるものとして、当該調査対象者の調査を終了することができるものとする。
 - (1) その価格により入札した理由
 - (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況（別途近接工事の間接費等の調整の有無に留意すること。）
 - (3) 契約対象工事に関する手持工事の状況（別途関連工事の間接費等の調整の有無に留意すること。）
 - (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の関連（地理的条件）
 - (5) 手持資材の状況
 - (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
 - (7) 手持機械数の状況
 - (8) 建設作業員の具体的供給の見通し
 - (9) その他工事の特殊性や見積書及び追加資料の内容により調査が必要と認める事項
- 5 当該工事主管課の長は、第3項及び前項の調査を行ったにもかかわらず、

当該調査対象者の見積額が著しく低廉である理由に疑問が残る場合は、別途資料の提出を求めることができる。また、必要に応じて当該低価格入札者に対し、次に掲げる事項の調査を行うものとする。

- (1) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- (2) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況等）

(3) 過去2年間に発注した工事のうち、当該低価格入札者が施工した工事の工事名、契約締結年月日、工事完成年月日及び成績状況

- (4) その他必要な事項

6 当該工事主管課の長は、低価格入札が複数ある場合は、最低の価格のものについて調査を行うものとする。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき又は当該低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、引き続き他の低価格入札者の中から入札価格の低い順に同様の調査を行うものとする。

7 総合評価落札方式を適用する場合において、評価値の最も高い者が低価格入札者であるときは、その者の入札を調査の対象とする。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき又は当該低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、次に評価値が高い者を次順位者とし、その者が低価格入札者であるときは、その者の入札を調査の対象とする。次順位者を落札候補者としないときは、以後この例による。

8 当該工事主管課の長は、第3項から前項までの調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないと認めたときは、他に低価格入札がある場合でも、その時点で当該案件の調査を終了するものとする。

9 当該工事主管課の長は、第3項から前項までの調査の結果に基づき、数値的判断基準調査表（別記様式第1号）及び低入札価格調査表（別記様式第2号）を作成し、契約課長に提出するものとする。

10 契約課長は、前項で提出された調査表により当該契約の内容に適合した履行がされないと認められた低価格入札者に対して、当該工事の入札に参加する者に必要な資格を開札後に審査することが定められている場合は、当該低価格入札者について資格要件の審査を行うものとする。

（組織）

第10条 尾道市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）は、委員長、副委員長及び委員で構成し、委員長は副市長を、副委員長は建設部長を、

及び委員は参事（定住交流担当）をもって充てる。

- 2 委員長は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

（委員会の審議による落札者の決定等）

第11条 契約課長は、第9条の規定による調査及び審査の結果を委員長に報告し、委員長は委員会を開催し、当該調査結果に基づき、低価格入札者を落札者とするか否かを審議する。ただし、委員長が委員会を開催する必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 委員長は、審議した結果を契約課長に通知する。
- 3 委員会で審議した結果、契約内容に適合した履行がされないとそれがないと判断された当該低価格入札者に対して契約課長は、落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。
- 4 委員会で審議した結果、当該契約の内容に適合した履行がされないとそれがあるとき又は当該低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると判断された低価格入札者は落札者と決定しない。この場合において、契約課長は、落札者と決定されなかつた入札者にその旨を通知する。
- 5 前項の規定により、落札者と決定された入札者がない場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、落札者と決定されなかつた低価格入札者以外の最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）が調査基準額を上回る入札者のときは、次順位者を落札者とし、次順位者が調査基準額を下回る入札者であったときは、第8条からこの条までの規定を準用する。

（庶務）

第12条 委員会の庶務は、建設部契約課において処理する。

（その他）

第13条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に公告した建設工事については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に指名又は公告した建設工事については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に指名又は公告した建設工事については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に指名又は公告した建設工事については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に指名又は公告した建設工事については、なお従前の例による。